

青森県報

第四千四百五十二号

平成三十年
五月二十一日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 土地改良区の役員就任及び退任……………(三八地域) ……四
- 右 同……………(上北地域) ……五

選挙管理委員会

告 示

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七
- 告示による通知……………(監理課) ……七
- 右 同……………(同) ……七
- 公営企業……………(病院局) ……八
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する告示……………(病院長が丘) ……八

青森県告示第百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 事業名称 | 事業者 | 事業所 | 指 定 日 |
|----------|-------------------------------|--------------------|----------------|
| 三和工業株式会社 | 主たる事務所の所在地 弘前市大字小沢六字大開四五の五 | 名 称 サンワ訪問ステーション | 弘前市大字清水三丁目一の一五 |
| | | | 平成 三〇・三・一 |

青森県告示第百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

り、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------------|------------|-----------|
| 有限会社平成薬局 | 名 称 | 居宅介護事業者 |
| | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業の種類 |
| 弘前市大字城東中央四丁目一三の一 | 居宅療養管理指導 | 居宅介護事業所 |
| 平成薬局 | 名 称 | 居宅介護事業所 |
| 弘前市大字城東中央四丁目一三の一 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 平成三〇・三・七 | | |

青森県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------------|--------------|-----------|
| 有限会社平成薬局 | 名 称 | 介護予防事業者 |
| | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業の種類 |
| 弘前市大字城東中央四丁目一三の一 | 介護予防居宅療養管理指導 | 介護予防事業所 |
| 平成薬局 | 名 称 | 介護予防事業所 |
| 弘前市大字城東中央四丁目一三の一 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 平成三〇・三・七 | | |

青森県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 区分 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|
| 〃 | 〃 | 有限会社 〃 | 〃 | 株式会社 〃 | 〃 | 居宅介護事業者 |
| 五所川原市 〃 | 五所川原市 〃 | 五所川原市 〃 | 五所川原市 〃 | 弘前市大字 〃 | 弘前市大字 〃 | 主たる事務所の所在地 |
| 五所川原市 〃 | 五所川原市 〃 | 五所川原市 〃 | 五所川原市 〃 | 弘前市大字 〃 | 弘前市大字 〃 | 居宅介護事業の種類 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 居宅介護事業所 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 名 称 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 所 在 地 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 変 更 年 月 日 |

青森県告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予

防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 区 分 | |
|--------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|----------------|---------------|
| 〃 | 〃 | 有限会社 のりた調剤 | 〃 | 株式会社 ポウル・ラ | 〃 | 名 称 | 介 護 予 防 事 業 者 |
| 五所川原市 大字漆川二 三清水流二の | 五所川原市 字布屋町五 六の二 | 五所川原市 大字漆川二 三清水流二の | 五所川原市 字布屋町五 六の二 | 弘前市大字 和徳町一二 四の一 | 〃 | 主たる事務 所の所在地 | 介 護 予 防 事 業 所 |
| 通介護予防 所介護 | 〃 | 〃 | 〃 | 訪問介護 予防 | 〃 | 類 種 | 介 護 予 防 事 業 所 |
| デイサービス の杜 | 〃 | サヘルパ ーの杜 | 〃 | ホームサ ーの杜 | 〃 | 名 称 | 介 護 予 防 事 業 所 |
| 〃 | 〃 | 五所川原市 大字漆川二 三清水流二の | 〃 | 弘前市大字 境関字亥ノ 四宮五三の一 | 弘前市大字 松ヶ枝一丁 目一の一 | 所 在 地 | 介 護 予 防 事 業 所 |
| 〃 | 〃 | 七・三・二 | 〃 | 平成 三〇・三・一 | 〃 | 変 更 年 月 日 | 介 護 予 防 事 業 所 |

青森県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三

第一号の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-------|--------------|-----------|
| 氏 名 | 住 所 | 指 定 年 月 日 |
| 澁谷 悦子 | つがる市木造照日一八の四 | 平成三〇・四・一 |

青森県告示第百九十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 区 分 | |
|--------------------------|------------------------|----------------|---------------|
| 株式会社 ポウル・ラ | 株式会社 ポウル・ラ | 名 称 | 居 宅 介 護 事 業 者 |
| 弘前市大字 和徳町一二 四の一 | 弘前市大字 和徳町一二 四の一 | 主たる事務 所の所在地 | 居 宅 介 護 事 業 者 |
| 訪問介護 | 訪問介護 | 類 種 | 居 宅 介 護 事 業 所 |
| ホームサ ーの杜 | ホームサ ーの杜 | 名 称 | 居 宅 介 護 事 業 所 |
| 弘前市大字 境関字亥ノ 四宮五三の一 | 弘前市大字 松ヶ枝一丁 目一の一 | 所 在 地 | 居 宅 介 護 事 業 所 |
| 平成 三〇・三・一 | 〃 | 変 更 年 月 日 | 居 宅 介 護 事 業 所 |

青森県告示第三百九十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
|------------------------------|-------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 〃 | 〃 | 有限会社 のりた調 剤 | 五所川原市 六の二 字布屋町五 |
| 三清水流二 大字漆川 五所川原 字の二 | 五所川原 字布屋町 五 | 三清水流二 大字漆川 五所川原 字の二 | 五所川原 字布屋町 五 |
| 通所介護 | 〃 | 〃 | 〃 |
| の杜 ビス の杜 たい | 〃 | サヘル バー の杜 たい | 五所川原 大字漆川 三清水流 二の字 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 二七・三・二 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| 変更後 | 変更前 | 区 分 | |
|--------------------------------|-----------------------|-------------------|-----------------|
| | | 名 称 | 介護予防事業者 |
| 株式会社 ポール・ラ | 弘前市大字 和徳町一 四の二 | 主たる事務 所の所在地 | 介護予防 事業者 |
| 訪問介護 介護予防 | 〃 | 介護予 防事業 の種類 | 〃 |
| ホームサ ー 呼 | 弘前市大字 松ヶ枝一 丁目の一 | 名 称 | 介護予 防事業 所 |
| 弘前市大 字境閔 四宮五 三三の 一 | 〃 | 所 在 地 | 〃 |
| 平成 三〇・三・一 | 〃 | 変 更 年月日 | 〃 |

| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
|------------------------------|-------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 〃 | 〃 | 有限会社 のりた調 剤 | 五所川原市 六の二 字布屋町五 |
| 三清水流二 大字漆川 五所川原 字の二 | 五所川原 字布屋町 五 | 三清水流二 大字漆川 五所川原 字の二 | 五所川原 字布屋町 五 |
| 通所介護 | 〃 | 〃 | 〃 |
| の杜 ビス の杜 たい | 〃 | サヘル バー の杜 たい | 五所川原 大字漆川 三清水流 二の字 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 二七・三・二 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月二十一日

三八地域県民局長 津 島 正 春

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|-----------|------------------|--|
| 理 事 | 江 戸 正 治 郎 | 三戸郡五戸町大字浅水字浅水一四八 | 平成 三〇・四・一就任 |
| 〃 | 中 川 原 經 | 〃 大字扇田字寺沢三五の一 | 〃 |
| 〃 | 小 泉 伊 吾 右 | 〃 大字豊間内字志戸岸一六 | 〃 |
| 〃 | 衛 門 伊 吾 右 | 〃 〃 | 〃 |
| 〃 | 赤 坂 峯 輝 | 〃 〃 | 〃 |
| 〃 | 根 森 良 男 | 〃 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 〃 | 〃 |

平成三十年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| | | | | |
|-----------|-------|--------|--------------------|---------------|
| 政治団体の名称 | 氏代表者 | 氏会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 年異月日動 |
| 竹内ふじ子後援会 | 三浦喜代子 | 竹内富士子 | 南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田一五の三 | 平成 三〇・四・二三 |
| 津島淳板柳町後援会 | 田中正彦 | 葛西幸男 | 北津軽郡板柳町大字福野田字実田五の二 | 三〇・四・二六 |
| 蛭名和子後援会 | 川村数彦 | 甲屋文史 | 青森市大字駒込字桐ノ沢三の五二 | 三〇・四・二四 |
| 万徳なお子後援会 | 西谷みどり | 猪股あや子 | 青森市中央三丁目二の一五 | 三〇・四・二五 |
| 平山敦士後援会 | 澤田長二郎 | 對馬勉 | 五所川原市大字姥范字船橋五二の一七九 | 三〇・四・二五 |

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

| | | | | |
|--------------------|------|---|---|-------|
| 政治団体の名称 (代表者氏名) | 異動事項 | 新 | 旧 | 年異月日動 |
| | | | | |

政党以外の政治団体

| | | | |
|-------------------------|---------------|--------|--------------|
| 自由民主党青森県遺族会支部 (齋藤文昭) | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 年異月日動 |
| | 平川市沖館宮崎四一〇の一四 | 芳賀秀寿 | 平成 三〇・四・一 |
| 民進党青森県総支部連合会 (田名部匡代) | 代表者 | 田名部 定男 | 三〇・四・二三 |

| | | | |
|------------------------|------|-------|---------------|
| 政治団体の名称 (代表者氏名) | 異動事項 | 代表者 | 年異月日動 |
| 悟空会 (川村 悟) | 新 | 小田桐 正 | 平成 三〇・三・一〇 |
| 川村悟後援会連合会 (福田 昌由) | 代表者 | 小田桐 正 | 三〇・三・一〇 |
| 畑山親弘後援会 (鈴木 盛治) | 代表者 | 鈴木 盛治 | 三〇・四・一 |
| 青森県医薬品配置業連盟 (牧野 誠智) | 代表者 | 鈴木 盛治 | 三〇・三・二 |
| 戸田まもる後援会 (佐々木 正昭) | 代表者 | 鈴木 盛治 | 三〇・三・二 |
| 佐々木孝昌後援会 (佐々木 孝昌) | 代表者 | 鈴木 盛治 | 三〇・三・二 |
| 青森県柔道整復師連盟 (岡本 幸治) | 代表者 | 鈴木 盛治 | 三〇・三・二 |

| | | | | |
|---------------------|------------------------------------|--------|--------------------|--------|
| 宮下宗一郎後援会 (高松 芳昭) | 主たる事務所の所在地 下北郡大間町大字大間字大間平一七の七三九 | 佐々木 秀樹 | 下北郡大間町大字大間字割石六の二一二 | 二九・九・一 |
| 会計責任者 | 宮下 悠美 | 宮下 孝信 | 三〇・四・二四 | |

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

| | | |
|-----------|-------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 |
| 畑中てつお後援会 | 松田 とみ | 平成三〇・三・二九 |
| 平葎健悦後援会 | 長根 哲美 | 三〇・三・二九 |
| 津島淳板柳町後援会 | 田中 正彦 | 三〇・三・三一 |
| 憲翔会 | 築館 正弘 | 三〇・四・二六 |

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の

書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないうので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年五月二十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の延期について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成三十年六月四日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 氏 名 | 住 所 |
| 工藤 正文 | 住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号 |

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないうので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年五月二十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

- 一 審理の延期について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他

一の書類は、平成三十年六月四日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

| 氏 名 | 住 所 |
|--------|--|
| 葛面 晴彦 | 住所不明 ただし、住民票上の住所地 東京都新宿区百人町4丁目5番15-306号 |
| 工藤 正文 | 住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号 |
| 船木 千佳子 | 住所不明 ただし、住民票上の住所地 愛知県知立市西町新川34番地6 新川コーポ 12号 |

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年五月二十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立つくしが丘病院清掃業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室

青森市大字三内字沢部三五三の九二

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年三月二十九日

五 落札者の名称及び住所

太平ビルサービス株式会社

青森市勝田一丁目一八の七

六 落札金額

年額二千五百六十六万八千八百円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年二月十六日

| | |
|--|--|
| <p>（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県</p> | <p>（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p> |
| <p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p> | |